

特例名

<わがまち特例>

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置

対象者	<p>資本金額 1 億円以下の法人，従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち，先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）（※）</p> <p>※「大企業」とは，資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000人を超える法人をいい，中小企業当市育成株式会社を除きます。</p> <p>※「大企業の子会社」とは，発行済み株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人，発行済み株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が大企業の所有に属している法人をいいます。</p>
対象資産	<p>中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等である一定の事業用家屋、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備並びに建築物</p>
課税標準の特例	<p>ゼロ（わがまち特例）</p>
取得期間	<p>平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産 ※事業用家屋、構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日</p>
特例適用期間	<p>新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分</p>
法令条項	<p>○地方税法附則第64条 ○市税条例附則第12条の2第27項</p>
関連法令条項	<p>○中小企業等経営強化法第2条第1項</p>
特例適用確認方法や 確認書類等	<p>○「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し ○「先端設備導入計画に係る認定書」（常総市商工観光課発行）の写し ○工業会等による生産性向上要件証明書の写し</p>
備考	<p>○中小企業庁 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html ○中小企業庁 工業会等による証明書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html ○中小企業庁 認定経営革新等支援機関 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/</p>

※何等かの補助金を受けている場合，補助金の有無にかかわらず特例を受けることは可能。
申告書は補助金の金額込みの実際の取得金額にて申告いただくこと